

## 障害者(児)相談支援体制について

資料3

※一部修正しています

### 1 2022年度からの障害者基幹相談支援センター等業務について

#### (1) 経緯

- ・下表の(1)・(3)については2016年4月から、(2)・(4)については2014年4月から社会福祉協議会へ委託していた。
- ・2019年3月に社会福祉協議会から、体制の弱体化、専門性の確保が困難であるなどを理由に障害者基幹相談支援センター業務の受託終了の申し出があった。
- ・受託継続の可能性について協議を重ねてきたが、下表のとおり結果となり、障害者基幹相談支援センターについては、2021年度末での受託終了となる。
- ・上記の協議と並行して、市内の相談支援事業所13事業所に対し、基幹相談支援センター業務の受託について打診したが、事業所として余力がない、人員を配置できない、専門性を確保できないなどの理由により、受託を希望する法人がなかった。

No.	委託業務	2022年度から
(1)	障害者基幹相談支援センター	市直営
(2)	虐待防止センター	市直営
(3)	障害者自立支援協議会運営	2020年度から 市直営
(4)	一般的な相談支援	社協が継続

#### (2) 事業実施方法

- ・市直営とし、社会福祉課障害福祉係に職員を増員し実施する。
- ・主任相談支援専門員と連携しながら、困難事例の検討や同行訪問等の支援者の支援を中心に行う。

### 2 一般相談支援（委託先）の拡充について

#### (1) 現在の一般相談支援の委託先

事業所名	相談員配置数	種別	対象地域	相談件数
(福)豊岡市社会福祉協議会	2人	全障害	豊岡市	165件
(福)神戸聖隷福祉事業団 (北但広域療育センター)	2人	児童 知的・発達	豊岡市 [香美・新温泉]	314件 [71件]
(医)敬愛会 (ほおずき)	3人	精神・発達	豊岡市 [香美・新温泉]	173件 [39件]

※ (福)神戸聖隷福祉事業団、(医)敬愛会は、香美・新温泉町と共同で運営であり、[ ]内は、香美・新温泉町の負担および実績の内数

## (2) 委託先の相談対応状況

### ア 一般相談支援の対応状況

調査項目（直近1年間）	件数
人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、新規相談を受けることができなかった件数	3件
受けることはできなかったが、他の相談支援事業所につなぐことができた件数	0件
人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、すぐに取りかかれなかった件数	79件
もっときめ細やかな支援や関わりが必要であるが、人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、実施できていない件数	95件

### イ 計画相談支援の対応状況

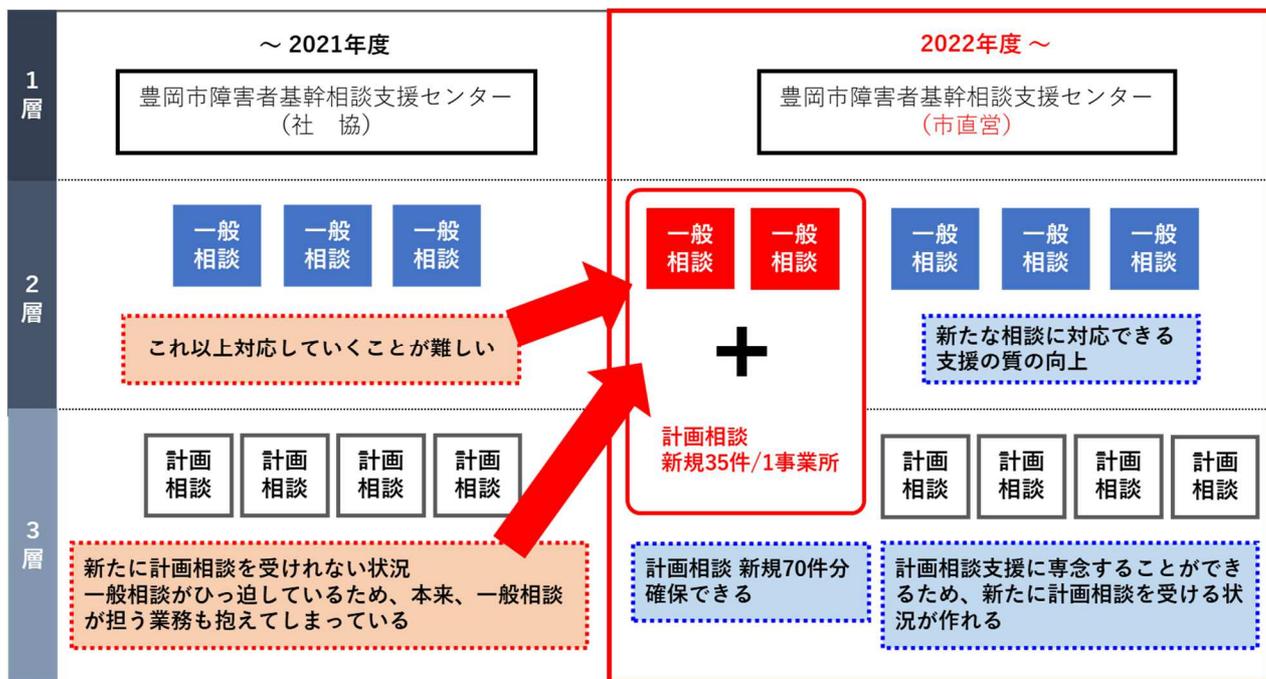
調査項目（直近1年間）	件数
人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、新規相談を受けることができなかった件数	61件
受けることはできなかったが、他の相談支援事業所につなぐことができた件数	0件
人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、すぐに取りかかれなかった件数	79件
もっときめ細やかな支援や関わりが必要であるが、人手が足りない、時間に余裕がないなどを理由に、実施できていない件数	95件

### ウ 課題

- ・相談したくても相談できない人が出始めている。
- ・希望するとき、必要なとき、適切なときに支援を受けることができない人が多い。
- ・忙しさのあまり、本来の専門性が発揮されず、支援の質が低下してしまっている。
- ・早期発見・療育を推進しているが、本来、専門性を有する相談員が利用計画を作成し、児童通所サービス事業所へつなげる必要があるが、相談員が受けることができないため、セルフプランによる児童通所サービスの利用が増加している。

### (3) 相談支援体制の見直し

- ① 一般相談支援の委託先を新たに事業所増やす。
- ② 委託先は、主任相談支援専門員（相談員の上位資格）を雇用している事業所とする。
- ③ 委託先に、新たな職員1名（相談員または取得見込者）を雇用または配置を依頼する。
- ④ 委託先に、一般相談支援とあわせて、計画相談支援（新規35件/1事業所）を依頼する。



## <参 考>

### 1 関連法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
(市町村の責務)

第二条 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

### 2 相談支援専門員の担当件数

厚生労働省が示す相談支援専門員1人あたりの標準担当件数は、35件であり、35件を超える分については、介護報酬が減算される。

### 3 市内に必要な相談支援専門員の人数

サービス利用者1,060人(2021年9月時点) ÷ 標準担当件数35件 = 30.28人

### 4 市内の相談支援専門員の人数

計画相談支援事業所13事業所、相談支援専門員24人

しかしながら、営業エリアが但馬全域(3市2町)であったり、各市町から一般相談支援を受託している場合もあり、常勤換算すると、市内の相談支援専門員は、8.59人となる。

	豊岡市	養父市	朝来市	香美町	新温泉町
相談支援専門員(常勤換算数)	8.59人	7.34人	3.71人	3.34人	2.29人
相談支援専門員(1人あたりの担当件数)	99.8人	34.2人	81.9人	57.5人	68.1人

### 5 相談支援専門員の平均給与額

370,830円/月(厚生労働省 令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇改善状況等調査結果)

### 6 主任相談支援専門員とは

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員である。相談支援、または障害児相談支援の業務に従事した期間が3年以上である者で、次のいずれかの要件を満たす者。①基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている。②都道府県における相談支援従事者研修、またはサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること、または講義若しくは演習に講師として携わっている。③その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、兵庫県、または市町が適当と認める者である。

### 7 セルフプランとは

障害福祉サービス、児童通所サービス利用にあたり必要となるサービス等利用計画(障害の状況、どのような支援が必要かなど)を当事者、またはその家族が作成する。事業所との見学や利用調整なども当事者、またはその家族が行わなければならない。